平成２２年（再イ）第１１号
山口県宇部市大字西岐波1042番地１
再生債務者　正司　靖男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月26日　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（再イ）第２３６号
北海道千歳市真々地４丁目10番２―308号
再生債務者　小椋　光男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第１号
愛媛県松山市山越２丁目６番12号　メゾンブランシェＡ01号
再生債務者　清水　仁志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月26日　松山地方裁判所

平成２２年（再イ）第２１２号
札幌市豊平区月寒西１条３丁目３番１―602号
再生債務者　黒田　賢一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第２５５号
札幌市厚別区厚別西４条２丁目２番28号
再生債務者　中出　　亮
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第１１号
北海道伊達市錦町111番地
再生債務者　猪股　　翔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月26日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２２年（再イ）第９号
長野県安曇野市穂高1114番地２
再生債務者　山田　吉成
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月26日　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（再イ）第２５号
静岡県沼津市原976番地の４
再生債務者　道躰　正宣
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月26日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（再イ）第１６号
山口県宇部市岬町３丁目11番24号
再生債務者　岩井　正浩
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月26日　山口地方裁判所宇部支部

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年９月８日
日本放送協会営業局長　畑中　富雄
１　競争入札に付する事項
⑴　件名
①　放送受信料の契約・収納業務
（大阪府　大阪市天王寺区・生野区・阿倍野区）一式
②　放送受信料の契約・収納業務
（福岡県　福岡市博多区の一部・南区の一部）一式
③　放送受信料の契約・収納業務
（東京都　台東区・荒川区）一式
④　放送受信料の契約・収納業務
（東京都　新宿区）一式
⑤　放送受信料の契約・収納業務
（東京都　府中市・稲城市）一式
⑥　放送受信料の契約・収納業務
（神奈川県　厚木市・海老名市）一式
⑵　仕様等　仕様書のとおり
⑶　契約期間
平成22年12月１日から平成26年３月31日までの間。
⑷　履行場所　仕様書のとおり
⑸　入札方法
入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）および総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）を提出すること。入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、対象地区内の各放送局・センターの要求水準を達成するために企画提案した施策を実施するために必要となる設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備することとし、これらの費用および付随する事務費その他一切の諸経費を含めた契約金額を見積もることとし、記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を記載すること。）あわせて、経費の積算内訳書を添付すること。
２　入札に参加する者に必要な資格
⑴　当該契約を締結する能力を有する者（未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を含む）および、破産者のうち復権を得ている者。
⑵　次のいずれにも該当しない者。ただし、その事実があった後２年を経過している者を除く（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同じ）。
①　ＮＨＫの調査にあたり、虚偽の申告をしたと認められる者
②　入札または見積もりにあたり、談合を行い、ＮＨＫに不利益を及ぼしたと認められる者
③　契約の履行にあたり、故意に役務を乱雑にし、または役務の品質・提供量につき、不正の行為があったと認められる者
④　法令等の違反行為により、刑事上または行政上の処分を受けた者、または法令等違反行為・不正行為・企業倫理に反する行為等により、著しく社会的信用を失墜させている者
⑤　落札者が契約を結ぶこと、または契約者が契約を履行することを妨げた者
⑥　監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
⑦　正当な理由がなく契約を履行しなかった者
⑧　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
⑶　放送法第32条の適用を受け、日本放送協会放送受信規約第１条、第２条、第３条、第４条に基づき放送受信契約の締結が済んでいる者、かつ、日本放送協会放送受信規約第５条に基づき受信料の未納がない者であること。
⑷　当該業務に、放送法第32条の適用を受け、日本放送協会放送受信規約第１条、第２条、第３条、第４条に基づき放送受信契約の締結が済んでいる者、かつ、日本放送協会放送受信規約第５条に基づき受信料の未納がない者を従事させることができる者であること。